

	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号				
	事 年	業 度	平成 平成	年	月 月
			日から 日まで		

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人					
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑮、⑯若しくは⑰ 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 $\text{①} \times \text{③} / \text{④}$	①	兆	十億	百万	千
円					
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数			③	人	
期末の総従業員数			④	人	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人					
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千
円					
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩			⑥	円	
差引			⑦	円	
外国の事業に係る控除額 $(\text{⑦} \times \text{別表5の2の2⑩} / \text{同表⑤})$ 又は $(\text{⑦} \times \text{別表5の2の2⑪} / \text{同表⑫})$			⑧	円	
再差引			⑨	円	
非課税事業に係る控除額			⑩	円	
$\text{⑨} \times \text{⑭} / \text{⑮}$			⑩	円	
課税標準の特例に係る控除額			⑪	円	
$\text{⑩} - \text{⑪}$			⑫	円	
控除額計			⑫	円	
$\text{⑥} + \text{⑧} + \text{⑩} + \text{⑫}$			⑫	円	
特定内国法人					
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩) / 同表⑤			⑬	%	
非課税事業をあわせて行う法人					
国内における非課税事業に係る期末の従業員数			⑭	人	
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数			⑮	人	

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑯
兆 十億 百万 千 円	
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱
仮計	⑲
$\text{⑰} + \text{⑱} - \text{⑲}$	⑲
資本金の額	⑳
別表5の2下表1㉑	㉑
資本準備金の額	㉒
仮計	㉓
$\text{⑲} + \text{㉒}$	㉓
⑲と㉓のいずれか大きい額	㉔
兆 十億 百万 千 円	
法附則第9条第1項関係	
資本金の額 別表5の2下表1㉕	㉕
兆 十億 百万 千 円	
法附則第9条第1項に係る額	㉖
$\text{㉕} \times \text{⑬}$	㉖
法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第14項関係	
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は $(\text{⑨} - \text{⑩})$	㉗
兆 十億 百万 千 円	
課税標準の特例に係る控除割合	㉘
未収金の帳簿価額	㉙
総資産価額	㉚
平成28年改正法附則第5条第14項に係る額	㉛
兆 十億 百万 千 円	
課税標準の特例に係る控除額 $(\text{㉗} \times \text{㉘})$ 、 $(\text{㉗} \times \text{㉙} / \text{㉚})$ 又は $\text{㉛}$	㉜
兆 十億 百万 千 円	

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉝	兆	十億	百万	千
円					
外国の事業に係る控除額			㉞	円	
$\text{㉝} \times \text{⑬} / \text{⑮}$			㉞	円	
差引			㉟	円	
$\text{㉝} - \text{㉞}$			㉟	円	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 $\text{㉟} \times \text{⑭} / \text{⑮}$			㊱	円	
控除額計			㊲	円	
$\text{㉟} + \text{㊱}$			㊲	円	
外国における事務所又は事業所の期末の従業員数					
外国における事務所又は事業所の期末の従業員数			㊳	人	
期末の総従業員数			㊴	人	
非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人					
国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数			㊵	人	
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数			㊶	人	